

第1回

公文書管理の在り方等に関する有識者会議

平成20年3月12日（水）

内閣官房 公文書管理検討室

午後 5時58開会

○山崎室長 内閣官房公文書管理検討室長の山崎でございます。定刻になりましたので、ただいまから公文書管理の在り方等に関する有識者会議を開催いたします。

有識者の皆様におかれましては大変御多忙にもかかわらず全員御出席いただきまして、ありがとうございます。座長を選任いただくまでの間、私のほうで議事を進行させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、本会議の主催者であります上川公文書管理担当大臣から御挨拶いたします。

○上川大臣 公文書管理担当大臣を仰せつかっております上川陽子と申します。有識者の皆様におかれましては本会議の委員を快くお引受けいただきましたことに対しまして、まず心から感謝を申し上げたいと存じます。

さて、本年1月の施政方針演説におきまして福田総理は行政文書の管理の在り方を基本から見直し、そして法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備しますと表明されました。

政府の活動や歴史的事実の正確な記録は、国民の貴重な共有財産でございます。これを広く国民の皆様に御利用いただくこと、これは民主主義の原点ではないかと考えます。

また、国の重要な意思決定に際しましては、過去から教訓を学ぶということは大変大事なことでございまして、そういう意味ではこうした正確な記録は欠かせない知恵の宝庫であるというふうにも思っております。

それだけに、こうした記録を十全に管理・保存をし、そしてこれを国民に開示していくということは、過去、そして現在、未来をつなぐ国の重要な責務と考えます。

また、昨今明らかになりました不適切な文書管理の事例を見ましても、文書管理法制の確立は急務と考えております。

そうした思いを形にするために、総理、官房長官とも御相談をさせていただきまして、この会議を開催させていただくことといたしました。

我が国の公文書館制度をめぐりましては、本日ここにお見えの先生方を含めまして、これまでも多くの御議論、御提言があったものと承知をいたしております。そうしたこれまでの積み重ねを大切にしながら、今回集中的に議論を進めていただくことにより、早急に熟度の高い結論が得られるものと期待をいたしているところでございます。

この有識者会議におきまして御検討をぜひお願ひ申し上げたいことにつきまして、私のほうで事前に整理をしてみました。もちろん他にも論点はあろうかと思いますが、幾つかの点をコ

メントさせていただきたいと思えます。

まず1の目的の公文書管理を行う意義・目的でございます。公文書は民主主義の原点としての社会的基盤であり、今回の検討はこの社会的基盤を整備することであると考えております。

また、過去の教訓を現在の意思決定に生かし、未来に生きる日本人に対する説明責任を果たすためにも、公文書保存は重要でございます。また、他方グローバル化の進展の中で、国際的な連携や国際標準を念頭に置いた公文書管理が必要と考えます。

第2の定義でございますが、歴史的文書の保存という観点からは、行政文書だけではなく、その他の国の機関や地方公共団体あるいは民間などに保存されている貴重な文書や、また行政から国民への広報資料にも何らかの目を向けることはできないだろうかと考えているところであります。

3点目の文書管理に関する事項でございますが、今回の議論では歴史的文書として保存されることを見すえて、作成から移管、保存（廃棄）までの文書のライフサイクルについて、各段階での利用を念頭に置きながら考えていく必要があるかと思っております。

4のデジタルアーカイブス化につきましては、文書の利用の手法に関する重要な論点であると考えております。

5の国立公文書館の在り方に関する事項につきましては、公文書館推進議員懇談会が昨年11月13日に提案されました緊急提言も念頭に置きながら、国立公文書館の機能強化や体制整備等につきまして検討していく必要があるかと思えます。

今後、これら今申し上げましたような問題に限らず、委員の先生方からの忌憚のない御意見をいただきながら議論を深めつつ、また実りある結論を取りまとめていただきますようよろしくお願いを申し上げ、私の冒頭のあいさつとさせていただきます。

なお、補足でございますが、昨日閣議後の閣僚懇談会におきまして私のほうから各閣僚に対しまして、本会議の検討への御協力とともに、当分の間、保有する行政文書の廃棄を一たん中止していただくようお願いをいたしたところでございますので、御報告をさせていただきます。

ありがとうございます。よろしくお願いたします。

(プレス退室)

○山崎室長 続きまして、山本副大臣から御挨拶いたします。

○山本副大臣 内閣府副大臣の山本明彦です。今日は有識者の皆様方、大変お忙しい中を御出席いただきまして本当にありがとうございます。

私は法制を含めました文書管理の在り方、国立公文書館制度の拡充等につきまして、今大臣

からるお話がございました、大変重要な問題でありますので、上川大臣を補佐してしっかりとお支え申し上げていきたいと、こんなふうに思っておるところであります。

有識者の皆様におかれましては大変お忙しい中だとは思いますが、総理の思いも大変強い思いの内容でございますので、ぜひ皆様方の貴重な御意見をいただきまして、いい内容にしていっていただきたいと、こんなふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○山崎室長 続きまして、戸井田大臣政務官から御挨拶いたします。

○戸井田政務官 皆さん、こんばんは。大臣政務官の戸井田とおるです。このたびの公文書管理の在り方に関する有識者会議、それぞれの委員の皆さん方がこうして御参加いただいたことに心から感謝申し上げたいと思います。

私自身もかつてこの公文書をあたる作業を自分自身でやったことがありました。その時になんと整備ができていないのかと。考えてみれば、その担当する人たちの数、人材がどれだけいるのかということを一つ一つ調べていくと、日本の公文書管理の体制のお粗末さ、そんなことを改めて痛感いたしました。我々が責めるよりもできるだけその公文書管理をきちっとできる体制を急いでやる必要があるんじゃないか。法整備はすぐにできたとしても、やはり人材を養成していくということを考えると、これはもちろんお金もかかるし、同時に時間のかかる作業だなということを思いました。

しかし、これをやらなければ日本の将来、我々の子や孫の世代、さらにその次の世代、未来に向けて非常に国際的にも損をする。国益を考えたときに、この整備ができていないことによって日本が立ち往生する、そういうことを想像したときに、我々が今ここに着手をしてこれをきちっと整備をしていくその意義というものを改めて痛感いたしました。

どうぞ皆様方のお知恵を結集していただいて、そしていい管理制度をつくり上げていっていただきたいと、そんなふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○山崎室長 次に、メンバーの紹介に移らせていただきます。本日は第1回会合でございますので、お名前を申し上げましたら一言自己紹介をお願いいたします。お名前は五十音順に申し上げます。

朝倉敏夫先生。

○朝倉委員 朝倉でございます。読売新聞の専務論説委員長という立場でございますが、実はこの公文書管理の在り方についてはいささか、十数年来ちょっと関係しておりまして、以前から関心を持っておりました。改めて勉強させていただきますので、よろしく願いいたします。

○山崎室長 宇賀克也先生。

○宇賀委員 東京大学の宇賀と申します。私専攻は行政法でございますが、特に行政法の中でも最近では情報法、情報公開とか個人情報とか、そして情報法制の問題を中心に研究しております。この公文書管理の問題につきましては内閣官房長官の懇談会でこの検討に携わりまして、かねてから関心を持っております。どうぞよろしく願いいたします。

○山崎室長 尾崎護先生。

○尾崎委員 尾崎護でございます。矢崎科学技術振興記念財団というところの理事長をいたしております。私は官房長官の下に置かれました公文書についての懇談会にも出席させていただいております。公文書の問題いろいろ疑問に思うことございます。関心もございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山崎室長 加藤丈夫先生。

○加藤（丈）委員 加藤丈夫でございます。現在富士電機ホールディングスの相談役をしておりますが、あわせて日本経団連で労使関係の委員長を務めております。公文書の問題につきましては、昨年からは先ほど大臣からお話がありました国立公文書館の拡充の勉強会にも参加させていただいて、この半年ほど勉強させていただきましたが、改めて新しい仕組みづくりについて勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山崎室長 加藤陽子先生。

○加藤（陽）委員 加藤陽子と申します。平成15年につくられました研究会の懇談会からこの問題にはかかわっておりますが、私は東京大学で近代史、日本史学を担当しておりますが、文献史学という立場だけではなく、いわゆるアーカイブスという学問も昨今急速にプロフェッショナルな形でできてまいりましたので、そのような視点も含めていろいろ研究してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山崎室長 後藤仁先生。

○後藤委員 後藤でございます。神奈川大学法学部におります。僭越なことを言いますけれども、この仕事、大変大事な仕事だと思います。政治への信頼回復にとって非常に大事な仕事だと思います。一所懸命やらせてもらいます。よろしく願いいたします。

○山崎室長 高橋滋先生。

○高橋（滋）委員 一橋大学の高橋でございます。私は情報公開法が制定される前後に各省から国立公文書館に移管される文書の基準に関する検討会というのに初めて参加しまして、それ以降この問題に常に携わっております。留学で一時多少離れたこともございましたが、最近で

は総合研究開発機構のところで御一緒にいわゆる公文書管理法の政策提言などを行ったということもございます。そのような経緯、経験がこの有識者会議で多少でも何かお役に立てればという気持ちで参加させていただいています。よろしくお願いいたします。

○山崎室長 高橋伸子先生。

○高橋（伸）委員 生活経済ジャーナリストの高橋でございます。私は公文書の在り方についての検討に加えさせていただくのは初めてでございます。利用者、国民の立場から何らかの、勉強させていただきながら貢献したいと思っています。そのほか、情報通信審議会の委員、ITセキュリティ戦略本部のほうの委員をしておりますので、デジタルアーカイブス化に非常に関心を持っておりまして、そちらでいろいろ教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山崎室長 野口貴公美先生。

○野口委員 中央大学法学部の野口と申します。公文書管理の在り方の問題につきましては、高橋先生が座長を務められた総合研究開発機構の下で文書管理法の勉強をさせていただきました。その成果をこのような貴重な会議でまた更に進めていくことができたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎室長 また、本日、菊池光興国立公文書館長にも御参加いただいております。

○菊池館長 国立公文書館長の菊池光興でございます。今先生方から自己紹介を兼ねて御決意の披露がございましたけれども、私も国立公文書館長になりまして以来ずっと先生方に影に日にお世話になっております。まずお礼を申し上げたいと思いますし、また今回のこの有識者会議につきましては大変お忙しい先生方が御参加いただいて今後の在り方について御検討いただけると、大変期待いたしております。

公文書館の現状がどうなっているとか、どういう形でもって文書管理というのが動いているかというようなことについての現状等につきましては、また折に触れて御披露させていただいたり御報告させていただいたりして先生方の御議論に役立つような形で参加してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山崎室長 次に、政府側職員を紹介いたします。

山本内閣府大臣官房長。

○山本官房長 内閣府官房長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎室長 村木総務省行政管理局長。

○村木行政管理局長 総務省の行政管理局長の村木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

します。

○山崎室長 また、後ほど坂内閣官房副長官補が出席する予定でございます。

それでは、次に座長の選任に移りたいと思います。

資料1を御覧ください。お手元の資料1、公文書管理の在り方等に関する有識者会議の開催について、平成20年2月29日、内閣官房長官決裁、これにおきましては会議の座長は互選により決定するという規定になっております。皆様方におきまして座長の選出をお願いしたいと存じます。どなたか御推薦をお願いいたします。

○後藤委員 尾崎護委員に座長をお願いできればと思います。

○山崎室長 ただいま後藤先生から、尾崎先生を座長にという御提案がございましたが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という声あり)

○山崎室長 それでは、尾崎先生に本会議の座長をお願いしたいと存じます。

それでは、尾崎座長、恐縮でございますが、座長席に移動していただくとともに、今後の本会議の議事運営をお願いいたします。

○尾崎座長 ただいま御決定いただいたところから従いまして座長の役を務めさせていただきます、尾崎でございます。皆様の御協力を得まして、この会議を実りあるものにいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、最初にこの会議の運営についてお諮りしたいと思います。

まず、参加者の皆様の御了解をいただきまして、運営要領を定めたいと思います。それでは、案について事務局から御説明ください。

○山崎室長 資料3、公文書管理の在り方等に関する有識者会議運営要綱を御覧ください。公文書管理の在り方等に関する有識者会議の運営につきましては、2月29日、内閣官房長官決裁に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによる。

まず1といたしまして、議事の進行でございますが、会議の進行は座長が務める。また、座長が出席できないときは、座長の指名する者が座長代理としてその職務を代行する。

次に、議事の公開でございます。(1) 会議は公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(2) 議事要旨及び議事録は、会議の都度作成し、公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、議事録の一部または全部を非公開とすることができる。

(3) 会議資料は、会議終了後遅滞なく公開する。ただし、座長が必要と認めるときは資料

の一部または全部を非公開とすることができる。

(4) 会議終了後、原則として、座長または座長の指名する者から記者ブリーフを行う。

その他でございますが、この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関しまして必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

以上でございます。

○尾崎座長 今運営要領案を御説明いただきましたが、これにつきまして何か御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」という声あり)

○尾崎座長 それでは、御異議がないようですので、原案のとおりとさせていただきます。

この運営要領に基づきまして、これ以降の会議を公開にいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴希望者入室)

○尾崎座長 それでは、会議を再開いたします。

先ほどの運営要領によりまして、私をお助けいただきます座長代理を指名いたしたいと思えます。宇賀先生にお願いいたしたいと思えます。どうぞよろしく。

また、本日御出席いただいております菊池国立公文書館長には、今後オブザーバーとして御参加いただきたいと存じます。

それからまた、会議終了後のブリーフは先ほどございましたように、私にお任せいただくこととしたいと思えますが、いかがでしょうか、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という声あり)

○尾崎座長 ありがとうございます。

それでは、会議を進めてまいりまして、制度の現状、それから今後のスケジュールなどにつきまして、事務局から説明を聞きたいと思えます。お願いします。

○山崎室長 それでは、資料4以下の説明をさせていただきます。

資料4でございますけれども、現在の文書管理の仕組みについてということで、いわゆる現用文書とっております文書管理の仕組みにつきまして1枚紙の資料を作成いたしました。

この文書管理でございますけれども、情報公開法におきまして、22条において各府省において文書の管理に関する定めを設けること、こういう規定がございます。それに基づきまして、文書の管理に関する定め定めるべき内容を規定しているところでございます。これは施行令でございます。

その内容は、 分類の基準、事務及び事業の性質、内容等に応じた系統的な分類の基準を定めること。②作成の基準といたしまして、意思決定や事業の実績について文書を作成することを原則とすること。③保存の基準でございますけれども、施行令に定める文書の最低保存期間基準以上の保存期間を定めること。例えば法律の制定のための決裁文書は30年、栄典または表彰を行うための決裁文書は10年、不利益処分を行うための決裁文書は5年と、こういうように例が定められております。

次に、保存期間の延長でございますが、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて保存期間を延長すること。また、移管・廃棄の基準といたしまして、保存期間が満了した文書は国立公文書館等に移管するもの以外は廃棄すること、こういう定めになっております。

また、管理体制につきましても、指名する者に文書の管理に関する事務の運営につき監督を行わせると。

こういう規定になっておりまして、この規定にのっとりまして、それぞれ各府省におきまして、下に書いてございます文書管理規則、この文書管理の具体的内容につきまして各行政機関の長が規定し、各府省の責任において文書管理を実施すると、そういう仕組みになってございます。

情報公開法の目的といたしましては、この右の欄に書いてございますように、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること、これが1条で定められているところでございます。

次に、資料5、これは若干事務的でございますけれども、行政文書の管理体制ということで、「行政文書の管理方策に関するガイドラインについて」に基づきまして、行政機関ごとに1人、総括文書管理者が置かれております。大体これは官房長の例が多くなってございます。

それから次に2番目でございますが、原則として、各課等に文書管理者、これは大体課長がなっておりますけれども、そういうものが置かれております。

また次に、各課等に補佐または係長が指名されている場合が多うございますけれども、文書管理担当者と、こういう3段階の管理体制になっているところでございます。

続く資料6、これは文書管理に関する関係法令ということで、情報公開法の規定等を載せてございます。

次に12ページに移りまして、資料7、我が国の公文書館制度についてでございますけれども

も。これは御承知のとおり、公文書館につきましては本館が千代田区北の丸公園にございまして、また分館が茨城県つくば市にございます。そのほかアジア歴史資料センター、これが平河町に置かれております。

職員数は42人、所蔵公文書等は大体110万冊。書架の延長は49キロ、延床面積、これが大体2万3,000平方メートルという具合になってございます。

公文書館制度の意義、これは申すまでもなく、公文書等は国民が共有すべき財産であるとともに、将来の国民に対します説明責任ということで意義を有するものでございます。

平成18年度におきましては、年間の閲覧者数が大体5,000人強となっております、また特別展の入場者数は1万4,000人強というところでございます。

また、アジア歴史資料センターのホームページの年間アクセス件数は約96万件ということになっているところでございます。

内閣府の公文書館制度の企画・立案・移管基準等の策定に基づきまして、各府省の公文書につきまして公文書館に移管するというにするとともに、国民に適宜情報提供、普及啓発等を行っているところでございます。

この国立公文書館につきましては昭和46年に設置いたしまして、昭和62年に「公文書館法」が公布されており、平成10年に分館が竣工しております。

また、平成13年には独法化されまして、平成13年11月30日にアジア歴史資料センターが開設されております。

次の資料8は、公文書館に関する関係法令をつけてございます。

次に資料9でございしますが、これも若干事務的な話でございすけれども、この行政文書、公文書等の管理、保存に関する関係省庁連絡会議といったようなものを政府で設置しております。メンバーはここに書かれてあるとおりでございまして、内閣官房副長官を議長といたしまして、構成員は各府省の官房長クラスが構成員となっております。

この連絡会議につきましては、次の資料10でございすけれども、昨年12月14日に関係省庁連絡会議申合せというようなものをしておりまして、行政文書の管理の徹底についてということで、行政文書の作成、所要の文書を作成することの徹底でありますとか、行政文書の保存。保存期間につきましても利用実態を踏まえて、平成19年度中に見直しを行うというふうにしたところでございます。

また、3番目の行政文書の管理台帳についての規定。また、行政文書の管理体制に関する規定、これを掲げているところでございます。

次の資料11、20ページでございますけれども、これは内閣官房長官の懇談会の報告内容と、これまでの対応状況について1枚紙にしたものでございます。この第1次報告を受けた対応、またこの第1次、第2次報告を受けた対応ということで、緑で囲んでいる部分は対応済みあるいは対応を始めた部分でございます。最近ではこの併用型の中間書庫システムの実現、これは平成19年度からパイロット事業を開始しておりますし、下の電子公文書等の管理・移管・保存に関する実証的研究、これも開始したところでございます。

右側の中長期的課題として掲げてございます法制度の検討、そして国立公文書館の体制整備、この2つがこの有識者会議におきます中心的な課題になるのではないかというふうな趣旨も含めましてこの資料をお配りしたところでございます。

次に、資料12の中間書庫システム、これは国立公文書館への移管の前に中間書庫といったようなものにまず移しまして、それで各省あるいは公文書館の専門家によって歴史的重要性について選別をすると、これが中間書庫でございますけれども。共用型の中間書庫と、右側はいわゆる分散型といいますかそれぞれの府省に中間書庫を置く例といったようなものが2種類考えられるかと思えます。

次に22ページでございますが、これは議員連盟からの公文書館推進議員懇談会の提言、これは昨年11月におまとめいただきまして、12月に総理に手交されたものでございます。4つの緊急提言ということで4つに分けられてございまして。

1つ目は、国の機関におけます文書管理体制の整備ということで、文書管理法の制定。また、内閣に公文書整備対策室の設置、これはもう実現しております。また、公文書館が国の機関における文書管理に関与できる仕組みの構築等の提言がなされております。

2つ目は、国民の知と記憶を集約する公文書管理体制の高度化ということで、歴史公文書保存体制の充実でありますとか、国の機関以外が保有する歴史上重要な文書等の確実な保存と利用。多様な媒体への対応といったようなものが提言として出されております。

3つ目は開かれた公文書館への進展と普及・啓発活動の充実ということで、デジタルアーカイブ化の推進、多くの国民に利用される公文書館機能の展開といった項目が提言されております。

4番目といたしまして、国立公文書館の拡充ということで、国の機関たるべき国立公文書館。あるいは施設・設備の拡充、人員増強、研究機能の充実と、こういったものが提言としてされているところでございます。

次に、最後の資料14でございますけれども、今後のスケジュールについてということで、

大まかな今後のスケジュールについて1枚紙にまとめたところでございます。本日第1回開催というところでございますけれども、次に3月下旬から4月にかけて第2回、有識者からのヒアリング。我が国の実態・海外事情等の報告。そして論点についての議論を進めた上で、6月から大体7月にかけて中間報告の公表。これは骨太等の関係で若干前倒しになる可能性はあるかとは思いますが、とりあえずこの6～7月というふうに掲げてございます。また、8月から10月にかけて最終報告に向けた各省ヒアリング等を行った上で最終報告の取りまとめ、公表と、大体こういうようなスケジュールを想定してございます。

以上、簡単ではございますけれども、本日はできるだけフリートキングの時間をというようにもございますので、ごく簡単に資料の説明はさせていただきました。以上でございます。

○尾崎座長 ありがとうございます。

本日は7時半終了をめぐりにフリートキングをいたしたいと考えておりますが、ちょっとスケジュールについて補足をさせていただきたいわけでございますけれども、先ほどの大臣のお話、それから副大臣のお話には総理の思いということがございました。それから、大臣政務官からは急ぐということがございました。そのようなことが実は今回のこのテーマの議論において留意すべき事柄の一つであるわけなんです。

そこで、皆さんにお願いしたいのは、次は3月下旬ということになっておりますが、その後のスケジュールはかなりきつくなるということをお許しいただきたいと思っております。その都度御相談いたしまして皆様の御都合に沿うようにやっておりますが、ちょっとのんびりとやるというわけにはいかない。事柄は非常に未来に向けて永久に文書を保存しようというような話なんです、ここでの話はかなり問題点が明らかになっていることもございますので、詰めてやっていきたいということを御了解いただきたいと存じます。

それから、中間報告の公表というのがございますが、これもこの問題は国家としては非常に大切な、いわば本当に国の行政のインフラというものだと思うんですね。資料4にございましたように、現在は情報公開法に法律の規定がありまして、政令でこれこれと書いてありまして、それを各省がそれぞれの訓令でやら何やらで定めて行われているわけです。共通の法律というのがないというような問題もありまして、そういうものを詰めていかななくてはいけない。これはやはりかなり時間がかかるんじゃないか、ぎりぎりになるんじゃないかなという気がするわけですが。できればそういうもののお話も、早く詰まればそれに越したことはない。

それ以外に、割合事柄としては1回ぐらいで話が終わるんじゃないかなというテーマもござ

います。そういうものには6月～7月と書いてございます心は、サミットの前には一度我々のところで一応の結論が出たものを中間的に大臣に御報告して、決定したものを総理に報告したらどうかというように考えておりました。

またそれによりまして、とかく行政内部の話になりがちなの話を世の中の方に関心を持っていただくということを考えましても、ちょっとこれ2段打ちにしたほうがいいのかなどという気がいたしましてこういうスケジュールになっております。

いろいろ御意見があろうかと思しますので、この点も含めましてフリートキングをしていただけたらと存じます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、どなたからでも結構なんですが、お考えを述べていただきたいと思えますし。あるいは先ほどの事務方の説明でおわかりになりにくかったことがございましたら、御質問をしていただいても結構でございます。

どうぞ、加藤さん。

○加藤（丈）委員 今までの御説明でよくわかったんですが、これからの取組で非常に難しいと思うのは、先ほど大臣のお話にもありましたけれども、行政文書以外の文書ということについてどうとらえて考えていくか。特にこれからの文書、歴史的な意義というのを考えたときに、民間に保存されている文書というのをどのように集めて管理するのか。この会議がその検討までを期待されて何かの答えを出す必要があるのか、当面は行政文書ということで行くのか、先ほどの話の会議の定義といいましょうか、取組についての何かお考えがあれば伺いたいなどというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○尾崎座長 事務方、何かありますか。

○山本官房長 内閣府の官房長でございますが。今の法制度は、今加藤委員から御指摘ありましたように、もちろん行政サイドとしては行政文書、それからそれを受ける公文書、国立公文書館サイドも行政文書が現用切れた文書で歴史的に重要なものを移管を受けて保管をし、国民の皆様に見ていただくと、こういうシステムになっておりました。いわゆる例えば民間の文書でございますとか、要するに行政機関以外のところで作成された文書で歴史的に重要なもの、こういったものもいろいろあろうかと思えますが、現在の法制度ではそれについては触れておりません。したがって、例えば国立公文書館がそういったものを収集するということは法律上は当然の前提としてはされていないところでございます。

それから、おっしゃいましたように、いろいろな地方やほかの国にもいろいろなものがあるかもしれません。したがって、そういった行政文書以外のもので歴史的に重要なもの、こ

ういったものについても、例えば国立公文書館がそれを収集するとか保管するとかそういったものについてひとつそういったことも積極的にやるべしだといったようなことも御議論いただいて。例えばこの新しい法制度にもそういったものの手がかりをどうつくっていくのかといったような御議論をいただくテーマかなというぐあいに思います。

○尾崎座長 菊池館長、何かこの点。

○菊池館長 なかなか今すぐにお答えすることは難しいのでございますけれども。今行政と民の分野というのがアウトソーシングだとかいろいろな形でもってかなり流動化してきております。私ども自身が独立行政法人という形になりましたけれども、昔であれば当然国の機関でありました郵政省が郵政事業はもう会社になってしまったとか、そういう形になったときに、じゃあそういうような郵政事業の関係の過去の記録だとか、それから国と一体となってきた道路公団だとかなんかの、あるいはJRだとかNTTなんかの、こういうようなものを本当に公文書館としては、あれはもう民間文書と見て民間化された後はもう全然関知しないのよということでもいいのか。あるいはそういうようなものが散逸の危機にあったようなときにはやはり最終的な国の保存機関として出て行って保存の任に当たるというようなことがあるのか。その辺のところはどの程度のところまで公文書館としての機能を発揮すべきかというところは、これまさに御議論いただく点かなと思います。

ただ、私個人的に言いますと、公文書というと一般には役所の文書というふうを受け止められますけれども、公文書の「公」というのは決して役所、官公庁としての「公」じゃなくて、公園の「公」と、みんなのものというような感じの意識でとらえていく必要があるんじゃないかなというような感じのことはありますから。現行の公文書館法ではもちろん行政機関からあるいは国の機関から移管される文書ということになってますが、それ以外のものに対してどういう姿勢をとるかということは、これから御議論をいただいて、御示唆をいただければと、こう思います。

○尾崎座長 よろしゅうございますか。

例えば公文書館に行って、民間が保存している資料にどういうものがあるとか、例えばこういうものを見たいというときに、いや、それは民間のどこそこにありますということが公文書館でわかると、自分で公文書が持たなくてもですね。そういうようなこともできるとすばらしいと思うんですけどもね。

これから議論してまいりましょう。

他に。どうぞ、高橋先生。

○高橋（滋）委員 スケジュールに関連して、今非常に緊急の課題で早急にいろいろな結論を出すことを考えなきゃいかんというお話ございました。私もそれは非常に重要なことだというふうに思っております。

それで、例えば第2回以降の有識者のヒアリングとか、さらには各省のヒアリングというのが予定されていると思いますが、ただこの各省の文書管理の実態等については官房長官の懇談会等でかなりもう既にいろいろなヒアリングをしております、問題点もかなり明らかになっていると思います。

さらに、海外の事情についても、この問題非常に長い経緯がございまして、いろいろな段階で海外の調査かけているわけですね。

したがいまして、そういう蓄積がかなり多分あると思いますので、この辺は、かつ有識者会議の先生方は非常にもう御造詣が深い先生方ばかりでございますので、そこは非常にインテンシブにこなしてしまっていて、その上で実質的な討議をなるべく早く始めるといったような形で、ぜひ座長初め運営を携わっている方にそういう形での会の運営をお願いしたいというふうに思っております。

○尾崎座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

どうぞ、加藤先生。

○加藤（陽）委員 今高橋先生がおっしゃられたことに非常に同感でありまして、懇談会のときに既に、例えば現行の法制をつくらなくてもできるものについては今現在座長でいらっしやいます尾崎先生がすべてのプランを出されて、それは事実上大体着手されていると。その同じ懇談会で、議事録公開されていますから御覧になっていただきたいんですが、そのとき宇賀先生が大体法をつくる場合のパターンについて非常に精緻な構想をもう既におっしゃられています。実際管理法については高橋先生が御本も書かれているということで、いざ法律を書くという段階になったらもうこれは非常に優れた方が出されていると。

私が今思いますのは、一番時間がかかりそうなのは、検討項目3の、恐らく文書管理の3つ目の黒丸でしょうか、制度の適正運用を確保する仕組みの在り方、ここではないかと。つまり、日本は戦前と戦後というのはやはり45年でくっきり分かれているところでありますし、例えば外務省、例えば防衛省、それぞれ資料館のようなものを持ってきていると。それ以外も今さまざまに各省でも記録管理がなされている。ですから、それをどうやって統合し、例えば今上川大臣が廃棄をしばらくやめてくれと閣僚懇談会でおっしゃられたというのは非常にいいこと

だと思ひまして。すべての閣僚の方が大事だ、大事だ、捨てるな、もったいないということをする方向と、1つは非常にしっかりとした制度をつくって、各省割拠というんでしょうか、これを理念上でも統合し、例えば廃棄についてその処罰規定というんでしょうか、そういうところを法できっちり押さえるぐらいまでをカバーできたら非常に各省割拠の統合というモデルがこの文書管理を通じて実は1つできるんじゃないかなぐらい思っていますので、ぜひ尾崎座長も頑張ってください、私たちも頑張りますので。

○尾崎座長 ありがとうございます。

ただ、官房長官の下に設けられた懇談会に御出席なさっておられなかった方もいらっしゃると思いますので、そのポイントは一度よく御説明していただいたほうがよろしいんじゃないかと思ひますね。今の宇賀先生の案などもぜひ御覧いただいたほうがいいんじゃないかと思ひます。そういうことでやってまいりたいと思ひます。励ましをありがとうございました。

他にございますでしょうか。

1つ、先ほど審議官の説明に出てまいりました、中間書庫というのがございまして、これはぜひやりたいということ、まとまったきちんとしたものを一部でつくり、一部は各省庁に置いてとりあえず始めようじゃないかということになっているわけですが。その辺も実は実際にやろうと思うとなかなか大変な話なんですね、これ。スペースの問題がございましてほかに、中間書庫での仕分けの問題、誰がやるかという話が、これがなかなか手のかかる話ではないかと思ひっております。

後藤先生、いかがですかね、中間書庫の話、これからどう進めるべきか。

○後藤委員 中間書庫については尾崎先生の懇談会で一応提言を出したんですけれども。二段構えといいますか、長期にわたることは早期に着手しないといつまでたっても実現できませんので、長期、未来のある時点で実現させたいと思うことについて理想像とか完成予想図を描きながら、そこから振り返って現在すべきこと、どこから着手するべきかということも考えて、今お話にあったような併用型の中間書庫をとりあえず今実験してみようじゃないかという話になったわけです。

これももしかしたらそれから時間もたっておりますし、その後文書管理法の方、高橋先生の非常に綿密な研究が発表されたりしていますので、もう一度改めて現在着手できることについて考え直したらどうかなというふうに私は考えております。

○尾崎座長 そうですね、もう一回整理してみる必要があるかもしれませんね。それも1つの問題点であろうかと思ひます。

あと他にございませんか。

宇賀先生、どうぞ。

○宇賀委員 我が国においては、現在分担管理システムの下で各大臣が文書管理規程をつくるというシステムを担っております。それに対して諸外国ですと、文書管理について総括的な管理機関のようなものが置かれているところが多くて、例えばアメリカですとNARAという国立公文書館記録管理局が統一的な文書管理について責任を負うという仕組みになっています。そこをどう考えていくかというのが恐らく法制化をしていくときに一番根本になる、また大きな問題になると思いますので、そのあたりはかなりしっかりと議論していく必要があるんじゃないかなと思っております。

この公文書館推進議員懇談会の方での提言ですと、国立公文書館の拡充の中で国の機関たるべき国立公文書館というのが1項目入っています。現在国立公文書館は独法になっているわけですがけれども、文書管理についての司令塔的な機能という問題を考えたときに、国立公文書館の位置づけをどうするかというのはかなり本質的な問題ではないかというふうに思います。

そのときに国立公文書館の組織形態の在り方というのも実は関係してくることになり、これも非常に大きな問題で、恐らくこの問題を議論しますと行革の在り方とかそういう問題ともかかわってきて容易な問題ではないと思いますけれども。一応この検討会としてはそういうところも視野に入れて考えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えています。

○尾崎座長 これはまた大きな問題なんですね。事柄としては報告を書くのは極めて簡単なんですがけれども、受け止めてくれる方がどう進めていただけるかと、行革との関係でいろいろ慎重な考えもあるかもしれませんね。

ただどうでしょうかね、国立大学でも国立病院でも相当の収入があるわけです。しかし公文書館は何も収入がないんですよ。何も収入がないということはまさに税金でやる国の仕事なんですね。それを独立させて、一体そこから何が生まれてくるのかということを考えてみると、やはり真面目に考えれば国の機関に戻すべきだというこの提言のような考え方に行き着くんじゃないかと思うんですが。制度のあらゆる議論が実際にうまくいくかという問題を含んでいるわけですが、それは果たしてどうなんでしょうか、我々が考える問題なのか、我々の報告を受け取ったほうが考える問題なのかというと、私は後者じゃないかと思うんですね。もし自分たち、我々の考えとして国の機関に、今のような状態から国の中に入れるべきだということであれば、それはそれでむしろ早めに提言して議論に供したほうがいいような気がしますね。

ただ、まだそういう項目で議論しておりませんので余り先走ったこともここで申し上げるわ

けにはいかないんですが。今のようなものをできるだけ早めに第1回の報告に取り上げていったらいいんじゃないかなという気がします。なかなか法の、例えば要綱に近いものまで考え方を書くということになるとちょっと時間がかかるかなという気がいたしますので、中間書庫の早い部分ですね、前にいくようなところとか。そういうのは何となく私の頭の中には雑然とあるんですが。それはまた次の機会に議論をしていただきたいと思います。

朝倉さん、いかがですか。

○朝倉委員 ちょっとこの会議の最終的な目的が、法律的な体裁の、あるいは要綱的な体裁の報告なのか、もうちょっと今のような根本的な国家の機関として復活させるかみたいなそういったものも含む報告になるのかがちょっとわからないところがありましてね。それでその点は改めて座長にお伺いしたいんですが。

先ほどおっしゃった中間書庫の仕分け、だれがやるのかという話、これは役職名的なもので定義するのは簡単でしょうけれども。先ほど戸井田政務官がおっしゃった人材育成も急ぐというような話ですね、そういうことについてまでこの場で提言するのか、あるいは書けるのか、書くことを想定しているのかというのがちょっとわからないというか、これからみんなで議論始めるということでもあるかもしれませんが。

座長はどんな感じ持っておいででしょうか。

○尾崎座長 いや、そこがですから問題なんですよ。中間書庫に公文書を入れても、これをそこで一遍仕分けをしなくちゃいけないわけですね、将来公文書館にいくものといかないものと。それを各省庁がやれるかということなんです。なんかせつかく統一的に国中がこの問題をやろうとしているときに、そこで仕分けの基準がはっきりしないままにかかりますとうまくいくのかなという気もしましてね。それは本当によく考えてみなくてはいけない問題だと思います。ちょっと時間をかけて議論をしていただく必要があるかと思いますが。

ただ、その仕分けにいく前に、要するに中間書庫というのをつくってそこに移しなさいというところまではいけるんですね。それをどういうふうに、その分を仮に早いほうでやるとしたらどういうふうにするのかなというふうに思うんですけどもね。

中間書庫の問題は一遍じっくりやらせていただきたいと思います。

まだ御発言のない委員の方から、ひとつ何でも結構でございますので。

野口さん。

○野口委員 今のお話ともかかわると思うんですが、具体的にこの会議でどこまでの細かい案が出せるのかという話はさておきまして。以前の研究会で勉強させていただいたときにすごく

重要だなど思うことがありまして、きょうの検討項目の中には入っていないんですけれども。国民が公文書を利用する、それを拡大していくというのが大変重要なことではあると思うんですが、現在なかなか公文書館に移管が進まない理由の1つとして、移管された文書の取扱いの仕組みというのが余り充実していないところに各官庁が不安を覚えているというデータを勉強したことがございまして。確かに公開して利用していく、推進していくことは重要なんですけれども、それと同時に仮に公文書に移管された後の文書の取扱いについてどういう仕組みをつくっていくのか、それは公文書管理法という法律でやるのか、それとも既存の法律の法制度の中に何かしら埋め込んでいくのかという問題ともかかわると思っております。

その点バランスのある制度にしていかないと、制度はどんどん公開しましょうというだけではなかなか実際の移管が進んでいかないのではないかなと危惧をしているところでございますので。もしその国民の利用というところを議論することがあれば、そういう移管された文書の取扱いについてどういう制度を仕組むのかというところまで議論ができればいいなというふうに考えております。

○尾崎座長 ありがとうございます。

移管された文書というのは公文書館に行ってからという意味ですか。

○野口委員 はい。

○尾崎座長 文書管理法はそこまで書くかどうかということ、それはもう公文書館に行くまでのところを書くか、それとも公文書館も含めて書くかというのは確かに1つの問題点だと思いますね。

公文書館の話が出てきましたが、菊池オブザーバーはどう考えていますか。

○菊池館長 この点は、公文書館というのは本来公開して一般の利用に供するための施設だということで、国民への利用というのは公文書館で定めております利用規則で原則公開。ただ、個人情報でありますとか企業の営業秘密であるというようなものについては、これは一定期間公開しないという非開示という形もあります。今多分野口先生がおっしゃったのはその辺のところのありようについても情報公開法でいう公開、非公開の分については法律なり何なりに基づいて基準があるけれども、公文書館に行っちゃったらすべて公開されてしまうのかどうかというお尋ねだと思います。移管する省庁からすると、これはまだなかなか公開してもらっちゃ困るというようなものが実はあり得るわけです。その辺のところをどういう形で機密なり情報を担保していくのかというところについての懸念を各省庁持っているよと、その辺のところをどうクリアしていくのかというところの御指摘だろうと思っております。これは本当に文書管理

法という中でやるのか、それとも国立公文書館法の中で一般の利用というような中でもって決めていくのかというところ、これは法制の在り方というのは今後あると思いますけれども。大事な御指摘の点だと私は考えます。

○尾崎座長 この会議には加藤さんがお二人おられまして、高橋さんもお二人おられまして、ちょっと座長泣かせなんですけれども。まだ御発言のなかった高橋さん、いかがでございますか。

○高橋（伸）委員 恐れ入ります。初めてでよくわからないのですが、国民にこの問題関心を持っていただきたいというような御趣旨の御挨拶もございましたので、第1次の報告のときにはその辺がわかりやすい説明を必ずつけていただくということをお願いしたいというふうに思います。私は初めてですのでこれから懇談会の議事録を猛勉強はさせていただきたいと思うんですが、やはり一般の方々にわかりやすい形でどういうふうに示せるのかということが重要であると思っています。

それから、2点目は、これも教えていただきたいんですが、このような検討をしている間でも日々たくさんの公文書が生まれていると思うんですね。その中には大変重要なものもあると思います。私自身も時代の節目の中でさまざまな審議会とか研究会に参加させていただいておりますけれども、その公開に関してのルールもだんだんずれてきているところもありまして、公開したくないものは研究会とかワーキンググループに落としてしまうというふうなところもありまして、その辺が国民の行政に対する不信感につながっている面もあると思います。

ですので、連絡会議を設置してらしてここでそういった議論もされているのかもしれませんが、今進行しつつある問題に関しても少しフォーカスを当てていただくようなことがあってもよいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○尾崎座長 今の2番目の問題、どうでしょう。行政管理局長。

○村木行政管理局長 会議とか審議会とかこういう有識者会議についての公開の問題というところでございましょうか。

○高橋（伸）委員 それもあります。もう少し広くいきますと、年金記録ではないですが、もう既に記録として保持するに耐えないようなものの中にはあるのではないかなというふうに思うところがありますので、そういうものの正確性とか復元とかそういうものはどうするかということも含めて、現在進行中の問題をどうするかというふうに申し上げたつもりでございます。

○村木行政管理局長 ちょっと私年金の記録の話や復元というのはちょっと、いろいろ問題があるということで今社会保険庁の方で努力をしているわけですが、それでも恐らく、新聞にも出たように宙に浮いたといわれている5,000万件というものの復元というのはこれからかなり時間がかかるだろうというぐあいに思っております。

一方で、やはり記録は、つくるときにしっかりした、それは電子的な文書に限らずいわゆる書面の文書もですけれども、つくるときにやはりしっかりつくって、それから今の制度ですと文書管理のファイルをつくってやるというような一応仕組みになっていますが。そういうことを要するに末端の職員にまできちっと理解をしてもらって、それで管理していくという、これは法制度の話以前の問題でございますけれども、そういう実態面のことも合わせて考えていかないとうまくいかないのかなという具合に思っております。

これで答えになっているでしょうか。

○高橋（伸）委員 恐れ入ります、もう1つ最初に申し上げました審議会とかいろいろな現在行政がつくっている文書に関してはどのようにございましょうか。

○村木行政管理局長 これはですね、御存じかもしれませんが、一応政府の方針、閣議決定がございまして、原則として公開ということになってございまして、ただ特段の理由が、例えば先ほど言われました個人情報の問題を議論するかそういう特別な理由があるときは公開しなくてもいいと。それを具体的にどうするかというのは、この場でもございましたけれども、それぞれの審議会なり懇談会なりの運営の際にその審議会なり懇談会で諮っていただいて決めると、こういうルールになっております。

現状それが例えば一部非公開としているのがどのぐらい数があるのかというのはちょっと正直申しまして私どもまだ把握はしておりません。ただ、先生今おっしゃったように、どうなってるのかというのが先般国会でも御質問がございまして、今現状を把握するというところで各省庁に資料を出すようお願いしているところでございます。

先生おっしゃっているように、いわゆる原則公開であるけれども、非公開というのが増えてきているという実情がひょっとしたらあるかもしれませんですけどもね。

○尾崎座長 お話の中に素人なのでということがございましたけれども、ちょっとこの議論を続けてやってきた者が今までの議論にはまり込んでいるようなところがございまして、今まで関係していなかった方が外から御覧になる目というのは非常に大切なんですね。ぜひこんなことを言うとおかしいかななんて思わずにどんどんおっしゃっていただいて。それが案外我々が今まで議論してこなかったことにつながるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

どうぞ、加藤先生。

○加藤（丈）委員 先ほどからの御意見で、さっき朝倉委員がちょっとおっしゃいましたけれども、人材の育成というところで。ここの官房長官の懇談会なんかのところでも国立公文書館の人材育成ということは触れているんだけど、これを全体として取り組んだときに、各省庁でも専門家をきちっと抱えて育てなきゃならない。それはトータルするとかなりのボリュームになるような気がするんですね。

片方で今行政改革の中で公務員の定員の削減とか人員削減というのは強力に進められているんですね。これに取り組んだときに、さっきどこでやるかという問題もあるんだけど、やはり今の全体の人員削減、経費削減という流れと1つ区切りをつけて、やはりこのことについてきちっと、特に人的資源の投入ということについてはしっかり確保する必要があるなというふうな気がするんですけども。

これは本当に定着するポイントは人だという気がするんですが。それについてのお考えといましようかね、それはまさに我々が議論していく話かもしれませんが。その辺についてはどういうふうに考えていくべきなんでしょう。

○尾崎座長 いろいろな、例えば行政改革でありますとかいろいろなことをどこまで付度するかということなんですね。それにもかかわらずこれは必要だということもありますから。もし人材の開発、育成、確保等についてどうしても言いたいことがあったら言うということじゃないでしょうか。

大臣、それはやめてくれって。

○上川大臣 いえいえ。（笑）ちょっとではよろしいでしょうか。人材のことも含め、また施設の中間書庫の話も含めて、これからあるべきさまざまな御提言も含めて、それを実現する場合にはどのぐらいのものが必要なのかということについては、これは現実的な制約、制約という課題はありますが、しかしあるべきものをつくっていくということは今回のプロジェクトの大きな目的でありますので、そこはむしろ積極的に御議論いただきまして。どういうタイプの専門家をどう教育し、そして現場の中でどう位置づけていくのかということについて議論をいただくべきことではないかと思えます。

○尾崎座長 ありがとうございます。

ちょっと行政全体のことに絡みますので、さっき自己紹介してない坂副長官補があらわれまして（笑）、自己紹介かたがた、今の問題。

○坂副長官補 内閣官房副長官補の坂でございます。そういう意味でここにいるうちで割合全

体的なところをながめている人間なのかと思いますが。今加藤委員がおっしゃいました件は、実は私どもが最初にこの話を総理から言われたときに、いや、一番難しいのはどうやって定員を増やすかですという話を実はしたんですが。

今上川大臣おっしゃいましたように、最終的には総理が判断する、あるいはその部下、役所の定員の全体を判断するときの総理の一番の部下というのは実はここにいる行政管理局長でございまして、彼が全体定員を仕切ってる人間なんです。たまたま同じ人間なんですけれども。最終的にはそういうところで判断をするということになるかと思いますが。

そのときに、人間というのは育成しようと思っても急に大量に育成できないということも当然ございますし、したがって定員も一挙にふやそうとしても実は無駄になっちゃう可能性もあるわけございまして、そういったやや何年かにわたるような計画的なことも考えていくとかいうことに最終的になるんじゃないかなと思っておりますけれども。

いずれにしましても、当会議では今大臣おっしゃいましたように、こういうことが必要なだと、こういうタイプの人間なんだと、こういう訓練の仕方をしなきゃいけないということはおっしゃっていただけたらということだろうと思います。

○尾崎座長 ありがとうございます。

この問題、加藤陽子先生も一言あるんじゃないですか。

加藤（陽）委員 ありがとうございます、覚えておいていただきまして。今覚えていてと申し上げたのは、尾崎委員と私が各省に乗り込んで文書をとろうかなんていう話を冗談でやったような話もありますが。これ本当に冗談で。

つまり、そうじゃいけないというのは、やはり歴史家は例えば自分の興味のある資料という形で見ていきますね、現状記録、現状の文書を見てしまう。そうではなくて、やはりある程度の記録管理学というようなものをきちっと学んで。これは1921年ぐらいからイギリスでは本も書かれていて、かなりのトレーニングはきちっとあるものです。ですから、今年4月から、学習院大学の大学院にアーカイブズ学専攻課程が日本で初めて設置されまして、アーキビストの本格的養成も始まりました。

やはりこれは文書管理学というようなものをきちっと修め、つまり歴史家の興味だけではなく、きちっとした、しかも文書をつくった側も主体の目だけではなく第三者性という、こういうものをきちっと見ながら、文書がつくられたライフサイクルに従いながら、しかしこれはどういう性格のものなのか。まさに尾崎座長がおっしゃいましたように、中間書庫に文書を入れる際に仕分ける、この瞬間にかかわる人の第三者性とプロフェッショナルな文書管理学とい

うようなものに習熟した人間、これはどう確保するかというのは非常に信頼ということを確認するためにはとても大事だと思いますので、ちょっと一言申し上げました。

○尾崎座長 ありがとうございます。

ほかに。宇賀先生。

○宇賀委員 次回から各省からのヒアリングを行うということですが、当然各省の文書管理の実態について各省の意見を聞く必要がありますので、これ当然必要だと思いますし、また国際的に見て遜色のないグローバルスタンダードに適合した文書管理法制であるべきだと思いますので、海外の事情の報告などもしていただく必要があると思っています。

また、有識者からのヒアリングについてなんですが、文書管理の在り方というのはまさに行政管理の在り方と非常に密接にかかわっている問題で、そういう面からすると、行政学の観点から行政を見ている方が公文書管理についてどういった御意見をお持ちかということについてもぜひ伺っていただければと思います。この場に行政法の専門家はかなり入っているんですけども、行政学の観点からの御意見というのもぜひ伺えればと思います。

○尾崎座長 ありがとうございます。そのように考えてみますが。

まだ先ほどいただいた検討項目の中で大物としてデジタルアーカイブの話が全然触れられていないんですが、これについて何か御意見ございませんでしょうか。

項目として取り上げるということはよろしゅうございますね。

それでは、今までいただいた御意見をできるだけ検討項目の中に取り込むような形で、その都度の検討テーマを考えていきたいと思っています。きょうはこの問題やりましょう、次はこの問題やりましょうというように、どのようにつくれるか今のところたくさんいただいておりますのでわかりませんが、事務局に整理をしていただいて、また御相談いたしたいと思っています。

ほかに、まだ少々時間ございますが、ほかに御意見ございませんでしょうか。

高橋先生。

○高橋（滋）委員 先ほどいわゆる専門家の育成というお話もありまして、これは非常に重要な問題だと思いますが。一方でやはり実際の文書を作成し管理するというのは1人1人の公務員だと思います。したがって、そういう実際の現場を担う公務員の意識をどういうふうにするのか、この公文書の管理の問題に向けていくのかということも非常に重要な問題で。ある意味では運用の問題だと思いますが、ただやはり現状法制度あるにもかかわらず予定されていたようななかなか十分な文書管理できていないということであれば、それは研修の在り方であるとかそういう問題についても制度的なある種の仕組みというのをきちっとつくるといったようなことも

非常に重要な課題だと思いますので。

いわゆる適正運用の確保の仕組みという点では、単なる最終的な廃棄だけではなくて、実際の散逸とか不十分な管理を予防するための仕組みづくりといったような観点もぜひ御検討いただければというふうに思います。

○朝倉委員 先ほどちょっと国の機関たるべき国立公文書館という話がちょっと出ましたけれども、それは検討項目でいうとどこで議論することとなるのかちょっとわかりにくいんですけどもね。少なくともこれについても一度一連のスケジュールの中でどこか議論する機会をつくっていただきたいという希望と。

また、ここで既に半分意見になりますけれども、例えば先ほどの人材と行革の流れじゃありませんが、独法じゃなくてやはり国の機関になるという議論は多分官の世界でも政の世界でも非常にやりにくい議論でありましてね、恐らく。しかし、せっかくこの議連のほうで出てきているわけですから、これを受けた何か当方としての報告があってもいいのかなと、こんな気がしておりますので、何か運営上ちょっと考えていただければと思うんですが。

○山崎室長 最初の御質問でございますけれども、この大臣挨拶のときにお配りしました検討項目でいきますと、5の国立公文書館の在り方等に関する事、ここに全部国立公文書館に関する事は含まれますので、あえて挙げればここに入っているということができようかと思えます。

○尾崎座長 それから、議連のほうからのいただいている御意見ですね。大体この検討項目の中に取り込んでいるように思いますが、特に何か外れてるという感じしますか。

○朝倉委員 いや、今その5番目のところにそれも含むということであれば結構です。何となく法律的、技術的の話の項目かと思ったものですから。これが含まれるということであれば結構です。

○尾崎座長 どうもそういう今の説明のような意味のようです。

○朝倉委員 わかりました。

○尾崎座長 時間も押してきているのですが、政務官、何かございますか。

○戸井田政務官 さっきの話をずっと聞いていて、この公文書館をきちっとしていくということ、そして法律を整備していくということは今の公務員に対してある意味で大きなプレッシャーになると思うんですね。航海日誌がどこか行ってしまったとか、年金の記録がどこいったかわからない、エイズの関連の資料がどこいったかわからない、そういうことになったときにやはりきちっとそういうものが法的に何らかの措置がなされていく、そういうことがあるだけ

でもって現在公務員として頑張っている人たちがきちんとそれに従ってやっていける、その利益というのはものすごく大きなものがあると思うんですね。

だから、外国のそういう公文書館の在り方と比べてみると、そういう意味でお粗末だと言ったのは私が最初にこの公文書の話聞いたときに率直に感じたことなんですね。だから、先進国はみんなそういう体制をとれていると。お隣の韓国でももう既に300人近い体制を組んでいると。ヨーロッパ諸国はもう日本の何十倍、10倍以上の体制をとっている。アメリカに及んではやはり大国だなどと思うだけの体制なんですよ。だから、それに近づくことは決して国益に反することでもないし、将来お金に換算したら、すぐ今の時代はお金に換算したがるけれども、もう膨大なものに匹敵するものになっていくんじゃないかなと。その整備をおろそかにしていって、将来の損失というのはとんでもないものになるというふうに思います。

歴史文書でもやはりたった1枚の資料が外交の場でもって大きな証明になるわけですし、それをいくら口でしゃべってみたところでだれがこう言ったということにも、たった1枚の資料のほうが効果、値打ちがあるわけですね。そのことをきちっと管理していくということ。

それと私もこの公文書の関連のことをやっていったときに、学習院大学のある先生から言われたんですけども、あなたは一方的なその価値観でもって言うけれども、やはり公文書の管理というのはそうじゃないと。公平に扱っていくと、それが時代によって変わってくることもあり得るわけだから。そのことはやはり専門家の方々に任せていく必要があるなど、その話を聞いたときに私は率直に思いました。

しかし、このことに関して、公文書の管理に対してお金をつぎ込んでいったとしても、絶対に国のマイナスになることはあり得ない、国民1人1人にとってもマイナスになることなんか絶対はない、私はそういうふうに思っていますので、ぜひ必要なものはぼんぼん言っていただいて、それがきちっと整備できるかどうかはまたその時代の人たちの責任なんだろうと思います。

○尾崎座長 ありがとうございます。

最後に大臣、何かございますでしょうか。

○上川大臣 では2つ。1時間半ということで大変密度の濃い入口のスタートを切ることができまして、これから集中的議論をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

1つは、今ここは踏み込まなくてもいいんじゃないかとか、ここは踏み込むべきことなのかという少し敷居のところの部分についての御意見というか御質問が幾つか出たと思います。そのところについては、今お感じになったこと、御指摘になったことについてはすべて御議論

の対象になるということをぜひスタートのコンセンサスとしていただきたいと思います。その上で全体ビジョン、グランドデザインとよく片仮名でいいますが、全体像を御議論いただく。そして、その中でできることを1つずつ積み上げていく。何が重要か、そして早く取り組まなければいけないことは何なのかということも、これはプライオリティということなんですが、限られた予算もありますし、人の問題の育つ年限ということについてもすぐに明日からというわけにはいかないの、そういう意味で全体像を描きながらも、第一段階として何が必要なのかということについて、緊急を要することがあればすぐにアクションを起こすということも私はあっていいのではないかと思うので、その点についてはそのような形で進めていただければと思っております。

それから2点目ですが、先ほど座長から皆さん専門のプロとして何年も取り組んでらっしゃったけれども、見えなくなってしまうこともあるので、高橋先生よろしくというようなお話がございました。恐らく一般の国民の皆様はそういう意味ではこの問題について総理が大変な思いを込めて国家の基盤、インフラとして整備していこうということについての思いは伝わっているとは思いますが、果たしてそれがどういう意味を持っているのかということについては多分立ち止まっていらっしゃるのではないかと思います。

そういう意味では、この有識者会議そのものも公開性と同時に、ここでさまざまな議論をしていく、そしてまたアクションをいろいろな形でとっていただくということを通じて、国民の皆さんの御理解が少しずつ深まることのできるプロセスにもなるのではないかと思います。

それは何年もかけてそういうことをやるということもありますが、短期間で集中的にやることによって、一気にそうした国民の皆さんの関心と御理解を深めることができるようにという要素も持っているのではないかと。そういう御理解をいただかなければ合意形成もできないし、そしてそれに対して国として税金や人材の投入ということの決断もできないと思います。

ぜひそういう意味で開かれた中でプロセスそのものに国民の皆さんもできるだけ引き込みながら、そして私たちの共通の財産としてすばらしいものをつくっていくんだという新しい前向きなメッセージというものに繋がるような御議論をいただきたい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○尾崎座長 ありがとうございます。フリートキング、最後締めまりましたね。

それでは、これでフリートキングは終わりにいたしまして、次回の会議につきましては改めて事務局から日程を確認いたしますが、3月下旬から4月でということをお願いしたいと思います。できれば、ただいまの大臣のお話にもございますように、急ぎたいと思ひますので、

3月下旬を考えておりますけれども、うまく日があいますかどうか。

それから、本日の会議の模様につきましては私のほうからこの後で記者ブリーフをいたします。

あと、事務局、何か残ってる問題。

○山崎室長 特段ございませんけれども、お手元の資料につきまして、郵送を希望される場合にはそのまま置いていただければ、事務局のほうで郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○尾崎座長 それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。今後ともよろしく願いをいたします。

午後 7時31分閉会